平成２１年（フ）第２７号
静岡県伊東市銀座元町７番25号
破産者　協同組合伊東カード
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６７号
愛知県岩倉市大地新町２丁目48番地
破産者　株式会社オリエントジャパン
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３０３号
神戸市中央区北野町３丁目５番16号
破産者　株式会社Ｔ．Ｄ
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８号
兵庫県三田市上内神地蔵田1605番地の154
破産者　株式会社トーホー
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３８６号
岡山市北区吉1411番地３
破産者　大月　正一
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９１９号
岡山県瀬戸内市邑久町本庄3407番地２
破産者　六車　光吉
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３７９号
鹿児島県日置市東市来町長里837番地
破産者　有限会社ジョイルック
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第６３１号
神奈川県相模原市上鶴間本町７丁目31番８―302　高本淳方、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区鶴屋町２丁目23番地２
破産者　株式会社ＥＮＢＩＴ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０５号
埼玉県所沢市小手指町３丁目20番地　小手指ハイツＱ―802
破産者　横田　信次
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１０６号
埼玉県入間市大字上藤沢501番地４　安川622
破産者　若松真由美
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１４３号
埼玉県飯能市大字中藤中郷381番地３
破産者　田中　　功
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成１８年（フ）第２３６号
石川県羽咋郡志賀町笹波ホの２の甲・乙番地
破産者　宮坂　祥一
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６１７号
茨城県鉾田市汲上1332番地
破産者　人見　　晃
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１１３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1425番地４
破産者　根岸　紹夫
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第４１４号
滋賀県野洲市永原618番地１
破産者　東山電工こと　東山　忠浩
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
神戸市長田区久保町３丁目９番５号　サニーコーポ401号
破産者　芦田　美雪（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８４号
神戸市長田区房王寺町５丁目１番８―408号山田方、前住所神戸市長田区長田町７丁目１番４号
破産者　Ｈｉ―ｃｈａｎこと　久保田ひとみ
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８２９号
広島市中区榎町５番８―502号、申立時の住所広島市中区吉島西１丁目16番16号
破産者　久保田隆敏
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１８３０号
広島市中区榎町５番８―502号、申立時の住所広島市中区堺町２丁目６番３―401号ボストンビル
破産者　久保田惠子
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９号
広島市安芸区船越５丁目22番24―304号
破産者　山脇　大吉
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部